

令和6年

11月号

NOVEMBER

協会けんぽ 香川支部からのお知らせ

職場内で掲示
回覧ください。

「医療費のお知らせ」を送付します～従業員の方にお渡しください～

協会けんぽでは、加入者の皆さまに健康保険を使用して医療機関等を受診された記録「医療費のお知らせ」を年一回お送りしています。

お届け時期

令和7年1月中旬～下旬にかけて(予定)

お届け先

事業所宛(任意継続被保険者についてはご自宅)に発送

お知らせに記載する期間

主に令和5年9月～令和6年8月受診分
(柔道整復施術療養費含む(※令和6年10月受付まで))

〔事業所へのお願い〕

- ・個人宛の封筒は開封せず、従業員にお渡しください。
- ・期間中に医療機関等を受診されていない方は作成されません。
- ・すでに退職された方宛のものが届いた場合は、お手数ですが、同封の返信用封筒にて協会けんぽへご返送ください。
- ・確定申告の手続き(医療費控除)に「医療費のお知らせ」を利用できます。ただし令和6年9月～令和6年12月受診分については、医療機関等からの領収書に基づき、ご自身で作成した医療費控除の明細書を申告書に追加して添付するよう従業員へお知らせください。

※確定申告(医療費控除)に関するお問い合わせ先は税務署です。詳細は国税庁のホームページをご確認ください。

健康づくりサイクル

01 「健診受けない」
もったいない



02 「受けっぱなし健診」
もったいない



協会けんぽ 加入者のみなさまへ

健診の3つの
「もったいない」を
なくそう!



健康づくりサイクルを
まわしましょう!



03 「健康づくりを継続しない」
もったいない



健康づくりサイクル

についての
特設サイトは
こちら



秋の集団特定健診を受診しましょう！ ～従業員のご家族におすすめてください～

協会けんぽ香川支部では、今年度も40歳から74歳の被扶養者（ご家族）を対象とした秋の集団特定健診を実施します。集団特定健診の自己負担額は「0円」です。

この機会に受診していただきますよう、従業員を通じてご家族におすすめてください。

受診までの流れ

10月中旬頃、ご自宅に届いたご案内に掲載の方法で申込み

健診日の3日前までに問診票等が届きます

受診券、保険証、問診票をご持参のうえ受診

健診についての詳細は、10月中旬頃、ご自宅に届いたご案内をご確認ください。

事業者健診（定期健康診断）結果をご提供ください！

健診結果を提供して、特定保健指導（健康づくりのサポート）を利用しましょう！

健診結果をご提供いただくメリット

1 特定保健指導が無料で利用できます！

健診結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が期待できる方に対し、協会けんぽの保健師・管理栄養士等による特定保健指導を無料で実施しています。

2 マイナポータルから健診結果を確認できるようになります！

医療機関・薬局において、マイナポータルを通じて医療情報が共有されることで、健康に関する多くのデータに基づいたより良い医療を受けていただくことが可能となります。

★さらに！

3ヶ月間、特定保健指導に取り組まれた方は、効果測定のため、無料でステップアップ検査（血液検査等）が受けられます。

※事業者健診（定期健康診断）結果の写しを保険者（協会けんぽ）に提供することは、法律（「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「健康保険法」）で定められていますので、個人情報の提供について事業主が法的に責任を問われることはありません。

※健診結果の提供にご協力いただける事業所は、協会けんぽ香川支部保健グループまでご連絡ください。



各種申請書は郵送でご提出ください

〒760-8564
高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階 087-811-0570
(自動音声にてご案内しております。)

香川支部
ホームページトップ



健康保険委員
(香川)



メルマガ募集



各種申請書

